

# 山梨県公報

第千四百六十五号

平成十六年

四月一日

木曜日

## 目次

保安林の指定の解除	二五一
家畜伝染予防法に基づく家畜の検査の実施	二五一
道路の区域変更	二五三
道路の供用開始(二件)	二五三
河川区域の指定の一部改正	二五四
山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正	二五四
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	二五四
字の区域変更	二五四
使用料の収納事務の委託(九件)	二五五
公告	二五五
開発行為に関する工事の完了について(二件)	二五七
教育委員会	二五七
落札者等の決定について(二件)	二五七
公安委員会	二五七
遊技機の型式の検定	二五八
その他	二五八
漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づく県内で採捕されたオオクチバス及びブルーギルの取り扱いの制限	二五九

## 告示

### 山梨県告示第七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十六年四月一日

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
北巨摩郡大泉村西井出字石堂八二四〇の二〇七八、八二四〇の二四四〇、八二四〇の四〇八八、八二四〇の五〇七一、八二四〇の七二二三
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第七十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の検査を平成十六年四月一日から次のとおり実施する。

平成十六年四月一日

山梨県知事 山本 栄彦

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期間	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	甲府市、韮崎市、南アルプス市、南巨摩郡及び中巨摩郡	次のいずれかに該当する生後九十日以上で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間において飼育している区域又は死亡した区域を所管する家畜保健衛生所	一 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査 (一) 試験管凝集反応法 (二) 急速凝集反応法 2 補体結合反応検査 3 1及び2に掲げる検査以外の検査 (-) 疫学的検査 (二) 臨床検査 (三) 細菌検査(必要と認める場合)
				二 結核病検査 1 ツベルクリン検査(皮内注射法) 2 ツベルクリン以

<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、北巨摩郡、東山梨郡、東八代郡、西八代郡、南都留郡及び北都留郡</p>	<p>次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの          1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛          3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛          4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          5 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>所長の指定する日</p>	<p>外の検査          (二) 疫学的検査          臨床検査</p>
<p>馬伝染性貧血の発生予防のため</p>	<p>西八代郡</p>	<p>次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの          1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛          2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛          3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛          4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛          5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          6 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>牛海綿状脳症特別対策措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>馬伝染性貧血の発生予防のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>実施区域内で飼育している生後百八十日以上の子馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

家きんサルモネラ感染症発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している種鶏	同	1 疫学的検査 2 臨床検査
腐蛆病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育しているみつばち	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査
ブルータング、アカバネ病、チユウザン病、アインノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同	一 ブルータング検査 1 寒天ゲル内沈降反応検査 2 臨床検査 二 アカバネ病、チユウザン病、アインノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査 1 中和反応検査 2 臨床検査

**山梨県告示第百七十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局市建設部において、この告示の日から平成十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年四月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区間	旧別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の四地先から	一六・三丁 一七・七	三〇・八	

北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の四地先まで

新	一六・三丁 三六・一	三〇・八
---	---------------	------

**山梨県告示第百七十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局市建設部において、この告示の日から平成十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年四月一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	東八代郡石和町大字市部字西町一―七番の二地先から 東八代郡石和町大字市部字上屋敷五三五番の二地先まで	一四三・三	平成十六年 四月一日

**山梨県告示第百七十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市建設部において、この告示の日から平成十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年四月一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川大門下部身延線	西八代郡六郷町大字鴨狩津向字和田七四七番の一地先から 西八代郡六郷町大字鴨狩津向字和田六三八番地先まで	八〇・〇	平成十六年 四月一日

**山梨県告示第百七十七号**

一級河川朝日川に係る河川区域の指定（昭和四十九年山梨県告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「第一号から第四号まで」を「第一号図から第十五号図まで」に改める。  
 （その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第百七十八号**

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成十六年五月一日から適用する。

平成十六年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一の(三)に次のように加える。
- 13 高速自動車国道中部横断自動車道のうち南アルプス市十日市場字角力場一五九六番一・二から同市在家塚字横堀一五三三番一までの区間の用地及びその用地の両側五百メートル以内の地域

**山梨県告示第百七十九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置  
東山梨郡春日居町寺本字道万町四九番四
- 二 道路の幅員  
最大六・〇〇メートル 最小五・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
二六・四〇メートル

**山梨県告示第百八十号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて

縦覧に供する。

平成十六年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置  
韮崎市藤井町南下条字水無四二番九
- 二 道路の幅員  
四・〇三メートル
- 三 道路の延長  
七二・九四メートル
- 四 転回広場の面積  
八〇・三〇平方メートル

**山梨県告示第百八十一号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、長坂町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成十六年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字日野字日野原二九一〇の一、二、二九一〇の一五、二九一〇の一六、二九一一、二九一二、二九一三の二から二九一三の一六まで、二九一三の一八、二九一三の二〇、二九一三の二から二九一三の三一まで、二九一四、二九一六から二九一九まで、二九二〇の一から二九二〇の四まで、二九二二、二九二二、二九二三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	大字富岡字富岡



山梨県告示第百八十五号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
平成十六年四月一日

- 一 委託の相手方  
北都留郡上野原町上野原三千七百五十八番地 上野原町
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間  
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第百八十六号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
平成十六年四月一日

- 一 委託の相手方  
甲府市川田町五百七十七番地 財団法人山梨県青少年協会
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立八ヶ岳少年自然の家の使用料
- 三 委託の期間  
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第百八十七号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
平成十六年四月一日

- 一 委託の相手方  
甲府市緑が丘二丁目八番二号 財団法人山梨県体育協会
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立飯田野球場の使用料
- 三 委託の期間  
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第百八十八号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
平成十六年四月一日

- 一 委託の相手方  
甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県民スポーツ事業団
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立八代射撃場の使用料
- 三 委託の期間  
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第百八十九号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
平成十六年四月一日

- 一 委託の相手方  
甲府市緑が丘二丁目八番二号 財団法人山梨県体育協会
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの使用料
- 三 委託の期間  
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第百九十号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
平成十六年四月一日

- 一 委託の相手方  
南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立保存民家安藤家住宅の観覧料及び使用料
- 三 委託の期間

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

### 山梨県告示第九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十六年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 委託の相手方  
甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県民スポーツ事業団
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立八ヶ岳スケートセンターの使用料
- 三 委託の期間  
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

## 公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
山梨市上石森字吉原一八七の一、一八九の一、一八九の五、一九四及び一九五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山梨市上石森二百九十一番地一 武井正英

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡昭和町西条字清水二三四二の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条四千百七十六番地 野沢文彌

## 教育委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年四月一日

山梨県教育委員会

教育長 眞 田 良 一

- 一 落札に係る役務の名称及び数量  
山梨県立博物館（仮称）総合情報システム構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
山梨県教育委員会学術文化財課博物館建設室 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十六年三月十日
- 四 落札者の氏名及び住所  
富士通株式会社山梨支店 山梨県甲府市丸の内一丁目十七番十号
- 五 落札金額  
八千四百四十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十六年一月二十九日

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年四月一日

山梨県教育委員会

教育長 眞 田 良 一

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- 一 歴史資料のマイクロフィルム及び電子画像データ作製業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県教育委員会学術文化財課博物館建設室 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十六年二月十二日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ニチマイ 東京都文京区本郷一丁目十番九号
- 五 随意契約に係る契約金額  
七千九百六十一万一千六百三十円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

## 公安委員会

### ● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年三月三十一日までとする。  
平成十六年四月一日

山梨県公安委員会  
委員長 鶴 田 美 枝

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型 式 の 概 要		検定番号
		型式名	製造又は業者名	
サミー株式会社 代表取締役	ぱちんこ遊技	CRマー	サミー株	三〇一〇五五

株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一	豊丸産業株式会社 代表取締役 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目二番地	豊丸産業株式会社 代表取締役 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目二番地	サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号
機 規則第六条第一号イ（別表第一） ぱちんこ遊技機	機 規則第六条第一号イ（別表第一） ぱちんこ遊技機	機 規則第六条第一号イ（別表第一） ぱちんこ遊技機	機 規則第六条第一号イ（別表第一） ぱちんこ遊技機	機 規則第六条第一号イ（別表第一） ぱちんこ遊技機	機 規則第六条第一号イ（別表第一） ぱちんこ遊技機
直美R	CR横山 やすし伝 説V	CR横山 やすし伝 説T	CRマー メイドザ ブーンS	CRマー メイドザ ブーンF	N
株式会社藤商事	豊丸産業株式会社	豊丸産業株式会社	サミー株式会社	サミー株式会社	株式会社
三〇一一一	四〇〇三二	四〇〇二二	三〇一一七	三〇一〇七〇	





二 指示の区域

山梨県内の公共用水面。ただしオオクチバスの場合に限り、山中湖、河口湖、西湖を除く。

三 指示の期間

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番